

防府市立小中学校外国語指導助手業務委託業者選定委員
会設置要綱

平成29年3月31日制定

(目的)

第1条 防府市立小・中学校における外国語指導助手業務の委託業者を選定するため、防府市立小中学校外国語指導助手業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防府市立小中学校外国語指導助手業務委託業者の選定に関すること。
- (2) その他、選定にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 教育委員会教育部長
- (3) 教育委員会教育部次長
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 教育委員会学校教育課学力向上推進室長
- (6) 防府市小学校教育研究会外国語活動部部長
- (7) 防府市中学校教育研究会英語部部長
- (8) 防府市小学校教育研究会外国語活動部副部長
- (9) 防府市中学校教育研究会英語部理事
- (10) 防府市小学校教育研究会外国語活動部部長が選任する教諭
1名
- (11) 防府市中学校教育研究会英語部部長が選任する教諭 1名
(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、会務を総括する。

- 2 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する業者の選定の報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市教育委員会教育部学校教育課で行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。